

(議案第6号 補足説明資料)

損害賠償請求事件に係る和解について

1 主な経過

- 平成25. 1. 29 デジタル無線設備整備工事入札 富士通・アイネット特定建設工事  
共同企業体が落札(落札価格6億8,355万円 落札率98.97%)
2. 5 契約(2月定例会議決)  
工事開始(デジタル無線機器は、(株)富士通ゼネラル製を使用)
29. 2. 2 公正取引委員会が、被告ら4社と日本電気(株)に排除措置命令。  
被告らのうち(株)日立国際電気を除く3社に課徴金納付命令
8. 1 (株)富士通ゼネラルが、公正取引委員会に対し、上記命令の取消請求  
訴訟を東京地裁に提起  
→令和4. 3. 3東京地裁判決 請求棄却により原告敗訴、  
3. 17(株)富士通ゼネラルが控訴)
- 令和 元. 11. 18 11月定例会(総務民生委員協議会)で損害賠償請求権の行使につ  
いて協議・了承
12. 13 被告ら4社及び日本電気(株)に対し損害賠償請求の催告書を送付
2. 1. 15 納入期限
2. 10 2月定例会で「訴えの提起」を議決
3. 26 訴状を提出
7. 22 第1回口頭弁論
10. 7 第1回弁論準備手続
4. 10. 4 第12回弁論準備手続
12. 26 長野地方裁判所松本支部が和解案を提示
5. 2. 22 和解期日(予定)

2 松本広域連合の請求と裁判所和解案の比較

区 分		松本広域連合の請求	裁判所和解案
損 害 金	損 害 額	1億3,671万円 (契約金額の20%)	3,100万円 (契約金額の4.53%)
	弁 護 士 費 用	1,367万円	
	合 計	1億5,038万円	3,100万円
遅 延 損 害 金	利 率 等	年利5% (契約日 ~損害金支払済日)	

損害賠償請求事件に係る和解について

消防救急デジタル無線設備整備工事入札談合に係る損害賠償請求事件について、次のとおり和解するものとする。

1 事件名

令和2年(ワ)第73号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 松本広域連合

被告 株式会社富士通ゼネラル、沖電気工業株式会社、株式会社日立国際電気及び日本無線株式会社

3 係属裁判所

長野地方裁判所松本支部

4 和解の内容

- (1) 被告株式会社富士通ゼネラルは、原告に対し、本件解決金として、3,100万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告株式会社富士通ゼネラルは、原告に対し、前項の金員を令和5年3月31日限り、銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告株式会社富士通ゼネラルの負担とする。
- (3) 原告は、被告株式会社富士通ゼネラルに対するその余の請求を放棄する。
- (4) 原告は、被告沖電気工業株式会社、被告株式会社日立国際電気及び被告日本無線株式会社に対する本件各請求をいずれも放棄する。
- (5) 原告及び被告らは、原告と各被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。